



ペットブームが続き、店頭では
沢山の動物が販売されています。
そのため、利益を重視して乱繁殖を
強いて母犬や母猫が互々なくなる
まで産ませ続けるブリーダーが
後を絶たないそうです。

ドイツやイギリス、アメリカなどの様に
ペットショップで「命」の売買をしないことを
徹底している国もあります。

ぜひ、命の大切さを考えてペットを
育てたいものです。 光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇賃上げへのインセンティブ
「所得拡大促進税制」の見直し
- ◇新しい「経営力向上計画」、
スケジュールリングにご注意を
- ◇今月のお勧めセミナー
第3回 税務・会計セミナー
「上手な税務調査の受け方」
- ◇あとがき
「円高再燃？」

賃上げへのインセンティブ「所得拡大促進税制」の見直し

企業の収益を利益として内部留保するだけでなく、投資や雇用の増加、賃金上昇につなげ、これが消費や需要増加に結びつく「好循環」を目指す目的で、さまざまな税制上の優遇措置が設けられています。そのうち賃金上昇へのインセンティブとして、「所得拡大促進税制」という制度が設けられています。この制度の優遇内容が、平成 29 年度税制改正で見直されました。

■ 所得拡大促進税制

所得拡大促進税制とは、青色申告者である法人が、平成 25 年 4 月 1 日から 30 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に、役員等一定の者を除いた国内の雇用者へ支給した給与等について、一定の要件を満たす場合には、一定の税額を控除することができる制度です。

この場合の一定の要件とは、次の 3 つ全てを満たす必要があります。

- ① 雇用者給与等支給額（当事業年度の国内雇用者に対する給与等のうち、損金として認められるものの合計額）：…平成 24 年度から**一定割合※以上の増加**
※例えば平成 29 年度では、中小企業者等 3%、大企業 5%
- ② 雇用者給与等支給額（①に同じ）：…前事業年度**以上の増加**
- ③ 平均給与等支給額（当事業年度の継続雇用者 1 人当たりの月平均給与額）：…前事業年度を**上回る増加**

受けられる税額控除額は、基本的には上記①の増加額の 10%です。ただし、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において、雇用増加へのインセンティブである「雇用促進税制」の適用と併用する場合には、税額控除額について一定の調整が必要となります。なお、税額控除額は法人税額の 10%（中小企業者等は 20%）が上限です。

(次頁につづく)

■ 改正の内容

平成 29 年度税制改正により、中小企業者等と大企業それぞれ次の見直しがされました。

中小企業者等	<ul style="list-style-type: none"> •[割合の上乗せ] 適用要件③における当事業年度の平均給与等支給額が、前事業年度よりも 2%以上増加している場合は、税額控除額の割合を 12%上乗せし、合計 22%の控除が受けられる。 一方、増加割合が 0%超 2%未満の場合は、改正前の 10%を適用する。 (下記の【参考】をご参照)
大企業	<ul style="list-style-type: none"> •[適用要件③の付加] 適用要件③における当事業年度の平均給与等支給額が、前事業年度よりも"2%以上"増加する要件を付加する。つまり、0%超 2%未満の増加では、改正後は適用できないこととなる。 •[割合の上乗せ] 税額控除額の割合を 2%を上乗せし、合計 12%の控除が受けられる。

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において適用します。

また所得拡大促進税制は、個人事業者（所得税）についても同様の措置が講じられており、同様の改正がなされています。

なお、ここでの「中小企業者等」とは、次に掲げる中小企業者又は農業協同組合等をいいます。

1. 資本金又は出資金の額（以下、資本金）が 1 億円以下の法人

ただし、同一の大規模法人（資本金 1 億円超の法人、又は資本等有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人超の法人で、中小企業投資育成株式会社を除く。以下同じ）に発行済株式総数の 2 分の 1 以上所有されている法人、及び複数の大規模法人に発行済株式総数の 3 分の 2 以上所有されている法人は除きます。

2. 資本等を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人

ちなみに平成 29 年度税制改正により、中小企業者等の定義として上記に、「過去 3 年間の平均課税所得が 15 億円以下であること」が加わりました。ただしこの改正は、平成 31 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において適用しますので、平成 29 年度における中小企業者等は、上記改正前の定義でご判断いただくこととなります。

【参考】改正の内容（中小企業者の場合）

1 人当たりの平均給与が、前年比 2 %未満の場合

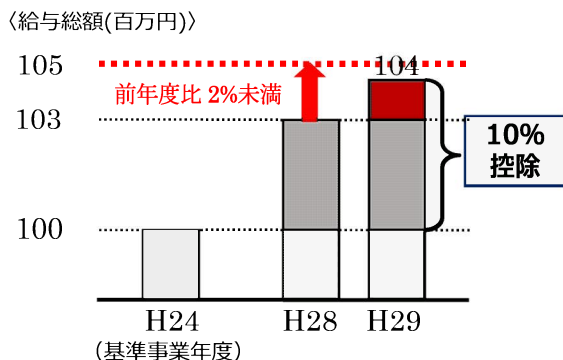
⇒変更なし(平成 24 年度からの増加分について 10%税額控除)

1 人当たりの平均給与が、**前年比 2 %以上**の場合

⇒前年度からの増加額について**控除率を上乗せして、22%税額控除**できる。

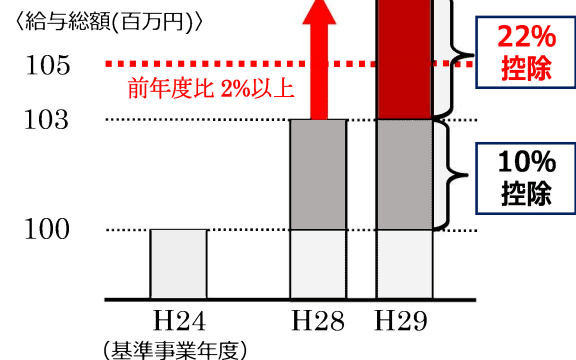
【具体例】従業員数 20 人。H24 の一人当たりの平均給与が 500 万円で、継続的に賃上げしてきた事業者を想定。

①前年度から 1 人当たり平均給与を 5 万円アップさせた場合



税額控除できる額
 = (平成 24 年度からの増加額) × 10% 控除
 = (104 百万円 - 100 百万円) × 10%
 = **40 万円**の税額控除

②前年度から 1 人当たり平均給与を 35 万円アップさせた場合



税額控除できる額
 = (平成 24 年度から前年度同額までの額) × 10% 控除 +
 (前年度からの増加額) × 22% 控除
 = (103 百万円 - 100 百万円) × 10% + (110 百万円 - 103 百万円) × 22%
 = **184 万円**の税額控除

新しい「経営力向上計画」、スケジュールリングにご注意を

中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受けると、税制上の優遇措置や金融支援など一定の支援措置を受けることができます。今般この支援措置について改正され、新たな支援措置の創設や対象資産の拡大が行われました。平成 29 年 3 月 15 日以降の申請から、新様式で作成します。

▽一定の支援措置

中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受けることで得られる支援措置は、従前は次のとおりでした。

- ・固定資産税の軽減措置
→一定の要件に該当する経営力向上設備等を取得した場合、固定資産税を 3 年間 1/2 に軽減
- ・金融支援 →融資・信用保証等
- ・補助金の優先採択

改正後は上記に加え、次の税制を適用することも可能になりました。

- ・中小企業経営強化税制
→一定の経営力向上設備等のうち、生産性向上設備（A 類型）又は収益力強化設備（B 類型）の取得等をした場合、初年度 100%償却又は一定の税額控除が受けられる

▽手続の基本的な流れ

基本的な流れは、次のとおりです。

① 証明書類の取得

A 類型・固定資産税の軽減措置の場合・・・工業会等の証明書
B 類型の場合・・・経済産業大臣による投資計画の確認書

② 経営力向上計画の認定申請

各事業分野の主務大臣へ申請

③ 対象資産の取得等

認定後、対象資産の取得等

左記①の証明書類として、A 類型又は固定資産税の軽減措置の場合は、工業会等による証明書が必要です。この証明書は、申請してから発行までに数日～2 ヶ月程度かかります。

一方、B 類型は経済産業大臣による投資計画の確認書が必要です。当該確認書を取得するためには、次ページ[参考 2]のとおり、従前の生産性向上設備投資促進税制に係る B 類型と同様、まず投資計画申請前に公認会計士又は税理士の確認を受けます。また、その後の経済産業局への投資計画の認定申請及び確認書受領までの期間として、数日～1 ヶ月程度かかります。

いずれの場合も、証明書類を取得しないと「経営力向上計画」の認定申請が行えません。当該認定も一定の期間がかかります。手続き全体を通したスケジュールリングに注意しましょう。

〔参考 1〕対象設備（A 類型・固定資産税の軽減措置の場合）

設備の種類	用途又は細目	最低価額	販売開始時期	生産性向上
機械装置	全て	160 万円以上	10 年以内	旧モデル比 年平均 1% 以上の生産性
工具 ※1	測定工具及び検査工具	30 万円以上	5 年以内	
器具備品 ※1	全て※4	30 万円以上	6 年以内	
建物附属設備 ※1、※2	全て※5	60 万円以上	14 年以内	
ソフトウェア ※3	設備の稼動状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70 万円以上	5 年以内	—

※1 固定資産税の軽減措置について、工具・器具備品・建物附属設備については、一部の地域（7 都府県：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府）においては対象業種に限定あり。

※2 固定資産税の軽減措置について、建物附属設備は償却資産として課税されるものに限る。

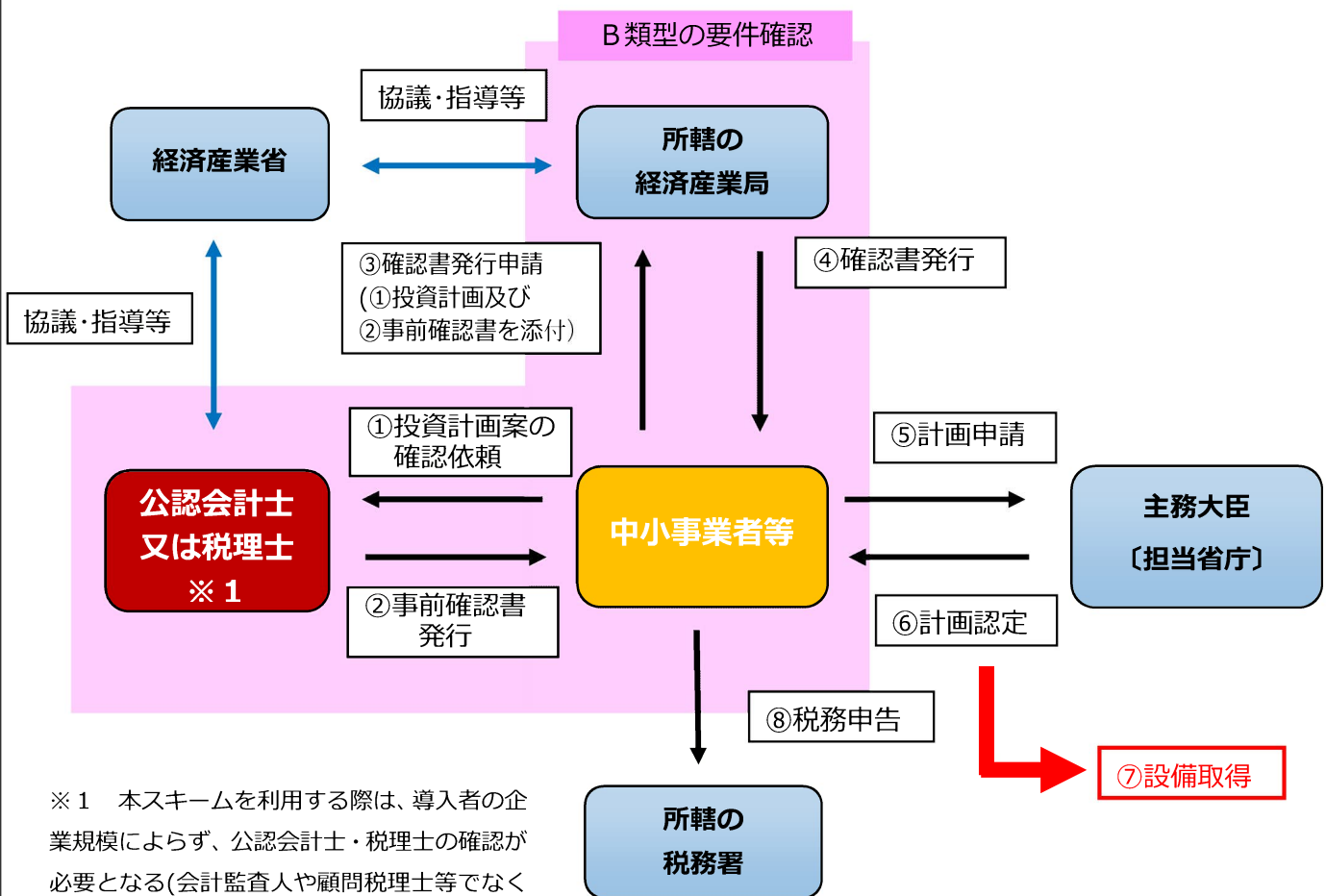
※3 ソフトウェアについては、国税（中小企業経営強化税制）の措置のみ対象。

※4 国税（中小企業経営強化税制）の措置について、電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※5 国税（中小企業経営強化税制）の措置について、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

〔参考 2〕 収益力強化設備（B 類型）に係る手続スキーム図

(手続スキーム図)



※ 1 本スキームを利用する際は、導入者の企業規模によらず、公認会計士・税理士の確認が必要となる(会計監査人や顧問税理士等でなくても可)

参考文献： ■ 中小企業庁「平成 29 年度税制改正パンフレット」

■ 「中小企業等経営強化法における経営力向上設備等に関する税制措置に係る工業会証明書の取得の手引き(平成 29 年 3 月 15 日更新)」

■ 「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち収益力強化設備（B 類型）に係る経産局確認の取得に関する手引き



今月のお勧めセミナー

第3回 税務会セミナー

「上手な税務調査の受け方」

今回のセミナーでは、① 税務調査の基礎知識 ② 税務調査の実際 ③ 調査官は「何を考え、何を調査するか」などの項目を盛り込み、元税務署署長の 上杉 浩之 氏 を講師に迎え、現場経験者の視点から実務に役立つ話をして頂きます。

是非ご参加ください。

(開催日 6 月 6 日 (水) セミナー概要は、ピンクの案内チラシをご覧ください。)

あとがき

和田です。先日 NHK のニュースで、11 年ぶりに GDP が 5 期連続でプラスになり、個人消費も伸びているというニュースをやっていました。景気のいい話ではあるのですが、たった数日でドル円が 114 円から 110 円まで下がるのを目の当たりにした為か、あまり好意的に受け取れませんでした。トランプリスク、北朝鮮問題などが現実味をおびてきたことを鑑みると、再び円高へと傾いてもおかしくないように思います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による

ニュース解説配信中!

